

長期優良住宅認定申請手数料

区分	工種	1戸	2戸以上5戸以下	6戸以上
品確法第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認を受けた場合	新築	19,000円	31,000円	48,000円
	増築又は改築	26,000円	44,000円	69,000円
品確法第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認を受けていない場合	新築	58,000円	130,000円	206,000円
	増築又は改築	85,000円	193,000円	307,000円

※建築確認申請に係る審査を同時に申し出る場合は、土別市手数料徴収条例に掲げる手数料が加算されます。

変更認定申請手数料

区分	工種	1戸	2戸以上5戸以下	6戸以上
品確法第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認を受けた場合	新築	15,000円	24,000円	38,000円
	増築又は改築	20,000円	34,000円	55,000円
品確法第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認を受けていない場合	新築	34,000円	74,000円	117,000円
	増築又は改築	49,000円	109,000円	174,000円

長期優良住宅の普及の促進に関する法律	1戸につき
第8条第1項に係る変更申請手数料 (工事着工時期・工事完成時期・譲渡人決定予定時期の変更)	1,000円
第9条第1項又は第3項の規定に基づく変更申請手数料	1,800円
第10条第1項に係る変更申請手数料 (地位継の承認)	1,800円